

【会員用】AI 流通革命 3.0 研究会 会則

第 1 章 総則

第 1 条 (名称)

本会は、AI 流通革命 3.0 研究会（以下、「本会」という）と称する。

第 2 条 (目的)

本会は、以下の 4 点を目的とする。

- ① 変化するお客様のニーズにきめ細かく対応し、楽しく働きながらお客様の満足を実現すること
- ② IT を積極的に活用すること
- ③ 流通業全体が一体となること
- ④ 社会に貢献すること

第 3 条 (活動)

本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。なお、本会の活動は本会の目的に賛同する団体と共催することができる。

- ① セミナーを開催し、先進事例の紹介・分析・研究内容の報告を行う
- ② 会員が情報共有していく中で、具体的な実験を進められるようにする
- ③ 先進事例、実験結果のデータを可能な限りオープンに提供する
- ④ 小売業・取引先・IT 企業が実験を行えるよう支援する

第 4 条 (事務局)

- 1、本会の事務局を株式会社リテイルサイエンス（以下、「当社」という）内に置くものとする。
- 2、事務局は、本会の運営全般をおこなう。
- 3、事務局の人員構成は当社が定める。

第 2 章 会員

第 5 条 (会員資格)

本会の会員は次の 2 種類とする。

- ① 本会員（小売業に属する者）
- ② 賛助会員（小売業に属さない者）

第 6 条 (入会)

本会への入会を希望する者は、所定の入会申込書を事務局に提出し、事務局の承認を得なければならない。

第7条（会員）

- 1、会員は、AI 流通革命 3.0 研究会会則（以下、「本会則」という）を遵守しなければならない。
- 2、会員は、所定の入会申込書を提出した時点で、本会則の内容に同意したものとみなす。
- 3、会員は、所定の入会申込書を提出し、事務局による入会の承認を得て、年会費を納入した月より会員としての資格を得るものとする。
- 4、初年度の会員資格の有効期限は年会費の振り込みをした月を含めて 12 か月間とする。但し、会員資格の喪失がない限り、会員資格は自動的に延長（以下、「更新」という）するものとする。
- 5、更新に際しての会員資格の有効期限は、前年度の会員資格の満了月の翌月から 12 か月間とする。
- 6、会員は、退会を希望する場合、所定の退会届を事務局に提出して退会することができる。但し、年度の途中で退会した場合であっても、既に納付済みの年会費は返還しない。

第8条（会費）

- 1、会員は別途定める年会費を支払わなければならない。
- 2、会員は初年度の年会費について事務局が入会の承認を行った月の翌月までに納付しなければならない。
- 3、会員は更新に際しての年会費について事務局の指定する期日までに年会費を納付しなければならない。

第9条（会員の権利）

会員は次の権利を有する。

- ①年数回開催されるセミナーへ参加すること
- ②本会サイトを通じて流通業に関する情報を入手すること

第10条（会員の義務）

- 1、本会を通じて取得した実験等による成果物や個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）等の情報（以下、「成果物等の情報」という）について、会員はその保護のために予防措置を講じ、情報の取扱いには細心の注意を払うとともに、必要とされる者のみがアクセス可能とすることで、情報の漏えい、紛失、破壊、改ざん、ウィルス感染等の防止に努めなければならない。
- 2、会員は、本会の書面による事前の承諾のない限り、成果物等の情報を、如何なる第三者にも開示、漏洩してはならない。
- 3、会員は、本会より受領した成果物等の情報を本会活動の目的にのみ使用し、他の目的に使用してはならない。
- 4、会員は、第2項の規定に従い、本会の書面による事前承諾を得た第三者に成果物等の情報を開示する場合、かかる第三者に本会則に規定されているものと同等の情報保護義務を課すものとし、かつ、当該第三者の行為について本会に対して連帯して責任を負う。
- 5、会員は、自社の役員・従業員に対する成果物等の情報の開示については、当該成果物等の情報を必要とする業務を遂行するために必要かつ最小限の範囲の者に限定しなければならない。

6、会員は、成果物等の情報につき、本会の書面による事前承諾を得た第三者又は自社の役員・従業員により不正に開示された場合、または、その恐れがある場合には、次の各号の措置を行わなければならない。

- ①当該情報開示者に直ちに通知すること
- ②当該情報開示者と協同して成果物等の情報の保全に努めること
- ③不正開示等の再発および拡大防止のために必要且つ合理的な措置を講じること

第 11 条（成果物等の情報の取扱い）

1、成果物等の情報は作成に関与した者および本会に帰属する。帰属割合については寄与度に応じて決する。
2、当社は本会を通じて取得した成果物等の情報を開示・使用することができる。

第 12 条（反社会的勢力の排除）

会員は、自己（代表者、役員及び実質的に経営に関与する者も含む。）が暴力団、暴力団関係企業、総会屋等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証する。

第 13 条（会員資格の喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会員資格を喪失する。但し、年度の途中で会員資格を喪失した場合であっても、既に納付済みの年会費は返還しない。

- ①所定の退会届を事務局に提出した時
- ②本人が死亡または失踪宣言を受けたとき
- ③破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する法的整理手続開始の申立等の事実が生じた場合
- ④除名されたとき

第 14 条（除名）

会員が次の各号のいずれかに該当すると事務局が判断した場合、会員を除名することができる。

- ①本会則に反した時
- ②本会の運営を妨げたとき
- ③本会または他の会員に迷惑・損害を与えたとき
- ④本会を利用したセミナーやコンサルタント等の活動等を行ったとき
- ⑤催告をしたにもかかわらず合理的な期間内に会費の支払をしないとき
- ⑥公序良俗に反する行為を行ったとき
- ⑦第 12 条に違反したとき
- ⑧その他、事務局が除名が相当と判断したとき

第 15 条（本会及び当社の免責）

- 1、会員は自己の責任により本研究会の諸サービスを利用するものとし、会員につき生じた損害について、本会（事務局を含む。本条において以下同じ。）及び当社は自己の故意または重大な過失による損害であることが明白な場合を除き、賠償義務を負わないものとする。
- 2、本会または当社が責任を負う場合であっても、かかる責任は直接かつ通常の損害の範囲に限られ、かつ当該事由が生じた日を含む月の前月末日を起算日として過去 1 年間に会員が本会に支払った年会費の金額を上限とする。
- 3、会員は、会員間、あるいは会員と第三者間で本研究会の利用について紛争が生じた場合には自己の責任と負担で当該紛争を直接解決するものとし、当該紛争について本会及び当社は免責され、一切関与しないものとする。

第 16 条（抛出財物の返還）

会員が納付済みの会費及びその他の本会に納付した財物は、返還しない。

第 3 章 会計・本会則の変更・解散

第 17 条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

第 18 条（本会則の変更）

- 1、本会則の内容は事務局の判断により任意に変更できるものとする。
- 2、本会則を変更する場合、事務局は、変更後の本会則の効力発生日の 2 週間前までに、本会則を変更する旨及び変更後の内容とその効力発生日を本会サイトに掲示する。
- 3、変更された本会則の効力は、変更後の本会則が本会サイトに掲載された時より生ずるものとする。

第 19 条（本会の解散）

本会の解散は事務局の判断により行うことができるものとする。

第 4 章 補則

第 20 条（細則）

その他、本会の運営上必要な事項に関しては事務局の判断により決することができるものとする。

付 則

この会則は令和 2 年 4 月 1 日から改定施行する。

【非会員用】AI 流通革命 3.0 研究会 会則

第 1 章 総則

第 1 条 (名称)

本会は、AI 流通革命 3.0 研究会（以下、「本会」という）と称する。

第 2 条 (目的)

本会は、以下の 4 点を目的とする。

- ① 変化するお客様のニーズにきめ細かく対応し、楽しく働きながらお客様の満足を実現すること
- ② IT を積極的に活用すること
- ③ 流通業全体が一体となること
- ④ 社会に貢献すること

第 3 条 (活動)

本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。なお、本会の活動は本会の目的に賛同する団体と共催することができる。

- ① セミナーを開催し、先進事例の紹介・分析・研究内容の報告を行う
- ② セミナー参加者・会員が情報共有していく中で、具体的な実験を進められるようにする
- ③ 先進事例、実験結果のデータを可能な限りオープンに提供する
- ④ 小売業・取引先・IT 企業が実験を行えるよう支援する

第 4 条 (事務局)

- 1、本会の事務局を株式会社リテイルサイエンス（以下、「当社」という）内に置くものとする。
- 2、事務局は、本会の運営全般をおこなう。
- 3、事務局の人員構成は当社が定める。

第 2 章 セミナー参加者

第 5 条 (非会員の都度参加)

本会の非会員でセミナーへの参加を希望する者（以下、「セミナー参加者」という）は、所定のセミナー申込書を事務局に提出し、事務局の承認を得なければならない。

第 6 条 (参加者)

- 1、セミナー参加者は、【非会員用】AI 流通革命 3.0 研究会会則（以下、「本会則」という）を遵守しなければならない。
- 2、セミナー参加者は、所定のセミナー申込書を提出した時点で、本会則の内容に同意したものとみなす。

- 3、セミナー参加者は、所定のセミナー申込書を提出し、事務局によるセミナー参加の承認を得て、セミナー参加者が費用を納入した時点でセミナー参加者としての資格を得るものとする。
- 4、セミナー参加者はセミナーを欠席することができる。但し、セミナーを欠席した場合であっても、既に納付済みのセミナー参加費は返還しない。

第7条（参加費）

- 1、セミナー参加者は別途定めるセミナー参加費を支払わなければならない。
- 2、セミナー参加者は、セミナー開催前日までにセミナー参加費を納付しなければならない。

第8条（セミナー参加者の権利）

セミナー参加者はセミナーに参加する権利のみを有する。

第9条（セミナー参加者の義務）

- 1、本会を通じて取得した実験等による成果物や個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）等の情報（以下、「成果物等の情報」という）について、セミナー参加者はその保護のために予防措置を講じ、情報の取扱いには細心の注意を払うとともに、必要とされる者のみがアクセス可能とすることで、情報の漏えい、紛失、破壊、改ざん、ウィルス感染等の防止に努めなければならない。
- 2、セミナー参加者は、本会の書面による事前の承諾のない限り、成果物等の情報を、如何なる第三者にも開示、漏洩してはならない。
- 3、セミナー参加者は、本会より受領した成果物等の情報を本会活動の目的にのみ使用し、他の目的に使用してはならない。
- 4、セミナー参加者は、第2項の規定に従い、本会の書面による事前承諾を得た第三者に成果物等の情報を開示する場合、かかる第三者に本会則に規定されているものと同等の情報保護義務を課すものとし、かつ、当該第三者の行為について本会に対して連帯して責任を負う。
- 5、セミナー参加者は、自社の役員・従業員に対する成果物等の情報の開示については、当該成果物等の情報を必要とする業務を遂行するために必要かつ最小限の範囲の者に限定しなければならない。
- 6、セミナー参加者は、成果物等の情報につき、本会の書面による事前承諾を得た第三者又は自社の役員・従業員により不正に開示された場合、または、その恐れがある場合には、次の各号の措置を行わなければならない。
 - ①当該情報開示者に直ちに通知すること
 - ②当該情報開示者と協同して成果物等の情報の保全に努めること
 - ③不正開示等の再発および拡大防止のために必要且つ合理的な措置を講じること

第10条（成果物等の情報の取扱い）

- 1、成果物等の情報は作成に関与した者および本会に帰属する。帰属割合については寄与度に応じて決する。
- 2、当社は本会を通じて取得した成果物等の情報を開示・使用することができる。

第 11 条（反社会的勢力の排除）

セミナー参加者は、自己（代表者、役員及び実質的に経営に関与する者も含む。）が暴力団、暴力団関係企業、総会屋等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証する。

第 12 条（セミナー参加資格の喪失）

セミナー参加者が次の各号のいずれかに該当する場合、セミナー参加資格を喪失する。但し、セミナーに参加しない場合であっても、既に納付済みの年会費は返還しない。

- ①本人が死亡または失踪宣言を受けたとき
- ②破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する法的整理手続開始の申立等の事実が生じた場合
- ③除名されたとき

第 13 条（除名）

セミナー参加者が次の各号のいずれかに該当すると事務局が判断した場合、セミナー参加者をセミナーに参加させないことができる。

- ①本会則に反する可能性が高いとき
- ②本会の運営を妨げる可能性が高いとき
- ③本会または他のセミナー参加者・会員に迷惑・損害を与える可能性が高いとき
- ④本会を利用したセミナーやコンサルタント等の活動等を行う可能性が高いとき
- ⑤セミナー開催日までにセミナー参加費の支払をしないとき
- ⑥公序良俗に反する行為を行ったとき
- ⑦第 11 条に違反したとき
- ⑧その他、事務局がセミナーに参加させるのが相当でないと判断したとき

第 14 条（本会及び当社の免責）

- 1、セミナー参加者は自己の責任により本研究会の諸サービスを利用するものとし、セミナー参加者につき生じた損害について、本会（事務局を含む。本条において以下同じ。）及び当社は自己の故意または重大な過失による損害であることが明白な場合を除き、賠償義務を負わないものとする。
- 2、本会または当社が責任を負う場合であっても、かかる責任は直接かつ通常の損害の範囲に限られ、かつ当該事由が生じた日を含む月の前月末日を起算日として過去 1 年間にセミナー参加者が本会に支払った年会費の金額を上限とする。
- 3、セミナー参加者は、セミナー参加者間、あるいはセミナー参加者と第三者間で本研究会の利用について紛争が生じた場合には自己の責任と負担で当該紛争を直接解決するものとし、当該紛争について本会及び当社は免責され、一切関与しないものとする。

第 15 条（拋出財物の返還）

セミナー参加者が納付済みのセミナー参加費及びその他の本会に納付した財物は、返還しない。

第3章 会計・本会則の変更・解散

第16条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第17条（本会則の変更）

- 1、本会則の内容は事務局の判断により任意に変更できるものとする。
- 2、本会則を変更する場合、事務局は、変更後の本会則の効力発生日の2週間前までに、本会則を変更する旨及び変更後の内容とその効力発生日を本会サイトに掲示する。
- 3、変更された本会則の効力は、変更後の本会則が本会サイトに掲載された時より生ずるものとする。

第18条（本会の解散）

本会の解散は事務局の判断により行うことができるものとする。

第4章 補則

第19条（細則）

その他、本会の運営上必要な事項に関しては事務局の判断により決することができるものとする。

付 則

この会則は令和2年4月1日から改定施行する。